

### Ⅲ 役員（常勤）の退職に関する規程

第 1 条 公益社団法人 日本建築士会連合会（以下「本会」という。）の常勤役員の退職については、この規程の定めたところによる。

第 2 条 常勤の役員が退職する場合は、退職金を支給する。

2 退職者の退職金支給額は、次の式により算出する。

（算出式）

（年俸の 1/12（月額）×勤続年数）×業績勘案率

3 業績勘案率は、正副会長の協議により、0.5 から 1.5 の範囲内で決定する。  
ただし特段の功績があった場合はこの限りではない。

4 勤続年数は、役員に就任した日から、退職する日までを月計算し、12 ヶ月未満の月数があった時、6 ヶ月以上は 1 年に繰り上げ、6 ヶ月未満は切り捨てる。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 14 日より施行する。

附 則（業績勘案率の変更）

この規程は、平成 16 年 7 月 2 日より施行する。

附 則（条項設定の改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（業績勘案率への追記）

この規程は、令和 6 年 5 月 28 日より施行する。